

第5章 計画の推進と管理

1. 計画の推進体制

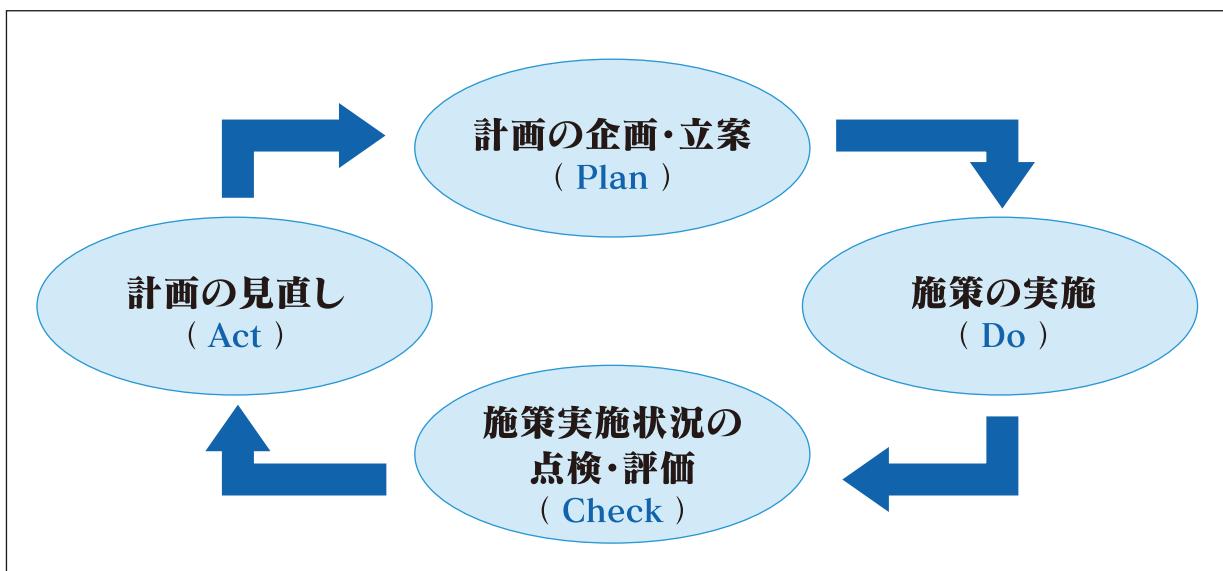
- (1) 庁内においては、本計画の庁内検討組織を核として、情報交換及び意見調整を図りながら、総合的に推進し、着実な施策の進行管理を行います。
- (2) 市民、事業者及び市が一体になって計画を推進するため、市民(団体)及び事業者の参加による推進体制を整備します。

2. 計画の進行管理

- (1) 本計画の実効性を高めるために、**PDCAサイクル***注の考え方方に則し、毎年度点検及び評価を行い、目標達成に向けた施策の継続的な改善を推進します。
- (2) 点検・評価に当たっては、事業目標や数値目標による施策を定性的及び定量的に評価し、計画の進捗状況などを明らかにして、市民や事業者の意見を取り入れていきます。
- (3) 結果については、毎年度、環境審議会に報告するとともに、ホームページなどで公表します。
- (4) 計画内容を全体的に点検・見直し(5年後の平成27年度を目途に実施)をする際には、環境審議会などの意見を踏まえたうえで、施策の改善及び計画内容の見直しを行います。

*注 **PDCAサイクル** 事業活動などにおける管理業務を円滑に進めるための手法の一つで、plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことでの、継続的改善を図るもの。

■ 継続的な計画の推進



3. 関係機関及び各種計画との連携

- (1) 有明海・八代海の保全及び再生や地球温暖化などの広域的な取組みが必要な分野については、国、県、近隣市町村と連携した対策を推進します。
- (2) 環境状況の把握など専門的見地から調査及び研究を必要とする事項については、大学や研究機関と連携して取組みます。
- (3) 今後、制定及び策定する条例、計画などについては、本計画を踏まえたうえで制定及び策定するものとし、整合性を図ります。

4. 財政措置

本計画に示した施策を着実に推進するため、計画的な財政措置に努めます。

平成21年12月22日
条 例 第 30 号

目 次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 基本的施策(第8条—第19条)
- 第3章 環境審議会(第20条)
- 第4章 雜則(第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市における環境施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全及び創造を図るうえでの支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全及び創造を図るうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物採取のための土地の採掘によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で次世代に継承することができるよう適切に行わなければならぬ。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、人と自然とが共生できるよう環境への負荷の少ない、かつ、持続的に発展することができる社会を構築

するため、すべての者が自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自らが行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任及び負担において必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者等の協力)

第7条 旅行者その他の滞在者等は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるよう協力するものとする。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康で文化的な生活の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合い共生することができる快適な環境を確保すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進することにより、資源の循環型社会を構築すること。

(7) 地球温暖化の防止等地球環境の保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等(以下「市民等」という。)の意見が反映されるよう努めるとともに、上天草市環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市長は、毎年度、環境基本計画の実施状況について、上天草市環境審議会に報告するものとする。

6 第2項及び第3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の推進)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、当該事業を実施するに当たり、あらかじめその事業による環境への負荷の低減について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市長は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障となるおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第12条 市長は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の建設及び維持管理その他の事業実施に当たり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第14条 市長は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるため、環境の保全及び創造に関する教育、学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動への支援)

第15条 市長は、市民等が自主的に行う環境の保全及び創造に資する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第16条 市長は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を策定するため、必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市長は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境状況の把握に必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市長は、環境の保全及び創造に関する環境教育等の推進及び市民等が自主的に行う活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市長は、市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、連絡体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第19条 市長は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(審議会の設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、上天草市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜則

(雑則)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(1) 委嘱期間

平成22年7月9日から平成24年7月8日まで(2年間)

(2) 委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等
逸見 泰久(会長)	熊本大学 沿岸域環境科学教育研究センター
田代 敬大	崇城大学 工学部エコデザイン学科
堀江 隆臣	まちづくり事業推進運営委員会
西嶋 信二	上天草市区長連合会
嶋田 昭仁	特定非営利活動法人 シートラスト
松本 俊介	熊本県地球温暖化防止活動推進員
松本 忠明	熊本県漁業協同組合連合会
藤川 春生	あまくさ農業協同組合
宮本 稔(副会長)	大矢野町商工会
竹田 勉	あまくさ四郎観光協会

◆ 委嘱状交付式



◆ 環境審議会の様子



(3) 策定に係る諮問及び答申

上天環第296号

平成22年7月9日

上天草市環境審議会

会長 逸見 泰久 様

上天草市長 川端 祐樹

上天草市環境基本計画について(諮問)

このことについて、上天草市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、上天草市における環境基本計画の策定について意見を求める。

(諮問理由)

本市では、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で次世代に継承するため、平成21年12月に上天草市環境基本条例を制定しました。

しかしながら、今日の多様化した環境問題、循環型社会の形成や地球温暖化などといった新たな課題を解決するためには、市民、事業者及び市が協働により、本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

以上、環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものです。

上天環審第6号

平成23年2月22日

上天草市長 川端 祐樹 様

上天草市環境審議会会長 逸見 泰久

上天草市環境基本計画について(答申)

平成22年7月9日付け上天環第296号で市長から諮問のありました上天草市環境基本計画について、当審議会における審議の結果、別添案につき、市の環境施策の基本計画として妥当なものであると認めます。

なお、環境基本計画の推進に当たっては、下記の点に配慮されるよう要望します。

記

- 1 環境基本計画に掲げた施策及び目標の計画的かつ効果的な実施に努めること。
- 2 今後の環境問題の進展や新たに生じる環境問題等への対応についても、柔軟かつ速やかに実施すること。
- 3 市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚や環境保全活動の促進を図るため、様々な機会を捉えて環境基本計画の周知・活用に積極的に取り組むとともに、市民、事業者及び市が協働により、本市における環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めること。

平成22年7月9日	第1回上天草市環境審議会 ※市長から上天草市環境審議会会长へ諮詢 策定方法、考え方、スケジュールについて
8月6日～26日	環境に関する市民及び事業者アンケート調査実施 ※対象 市民:無作為抽出者1,000人及び市役所等の来庁者 事業者:140社
9月7日	府内検討会議 ※策定方法、考え方、スケジュールについて
9月8日～16日	府内調整 ※各事業及び取組みにおける現状と課題の把握
10月12日	第2回上天草市環境審議会 ※アンケート調査結果、計画の素案概要について
11月19日	第3回上天草市環境審議会 ※パブリック・コメント手続、計画の素案について
12月3日～22日	計画の素案概要に関する意見提出(パブリック・コメント)手続実施 ※実施結果及び市の考え方の公表(27日)
12月27日 ～平成23年1月7日	府内調整 ※意見調整及び数値目標の設定
1月14日	第4回上天草市環境審議会 ※計画書(案)について
2月4日～14日	府内調整 ※計画書(案)の最終確認及び調整
2月22日	第5回上天草市環境審議会 ※上天草市環境審議会会长から市長へ答申
3月10日	市議会総務常任委員会報告

◆ 答申の様子

上天草市環境審議会逸見会長から
環境基本計画について
川端市長へ答申



(1) 自然環境の保全及び創造(環境目標1)

数 値 目 標(指標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
1	イノシシ捕獲数(頭) (生態系や農作物等の被害防止のため、イノシシを捕獲します。)	268 (H21)	823	856
2	松くい虫被害材積(m ³) (森林及び景観の保全のため、市木である松への被害を防止します。)	787 (H21)	747	700
3	稚魚(マダイ、ヒラメ、ガザミ、車海老)放流数(千尾) (漁獲量の確保などによる水産資源の維持のため、稚魚を放流します。)	1,015 (H22)	1,050	1,100
4	「自然と触れ合う機会」が多い人の割合(%) ※市民アンケート調査	41.6 (H22)	45	50
5	学校給食での地元食材使用品目数(品) (地産地消の推進を図るため、学校給食での地元食材の使用品目を増やします。)	63 (H21)	65	68
6	森林(民有林)間伐面積(ha) (健全な森林の育成を図るため、間伐を実施します。)	58.2 (H21)	62	70

(2) 生活環境の保全及び創造(環境目標2)

数 値 目 標(指標)		現況	中間 (H27)	目標 (H32)
1	「空気のきれいさ」の満足度(%) ※市民アンケート調査	71.0 (H22)	75	80
2	「いやなにおい(悪臭)のなさ」の満足度(%) ※市民アンケート調査	59.9 (H22)	65	70
3	浄化槽普及率(%) (生活排水の適正な浄化の拡大を図るため、浄化槽の普及率を高めます。)	21.4 (H21)	27	35
4	水洗化率(%) (公共下水道、浄化槽、コミュニティープラントを利用する水洗化率を高めます。)	39.8 (H21)	48.7	56.8
5	「水のきれいさ(海・川・海岸)」の満足度(%) ※市民アンケート調査	34.3 (H22)	40	45
6	公共用水域(河川)の水質(BOD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、河川における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100
7	公共用水域(海域)の水質(COD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、海域における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100
8	「まちなみの美しさ」の満足度(%) ※市民アンケート調査	43.1 (H22)	48	55
9	指定文化財件数(件) (重要な文化財の適正な保全及び継承のため、指定文化財の件数を増やします。)	39 (H21)	39	45

(3) 地球環境の保全(環境目標3)

数値目標(指標)		現況	中間(H27)	目標(H32)
1	「地球温暖化に対する関心度・取組み」への満足度(%) ※市民アンケート調査	20.0 (H22)	25	30
2	「生活の便利さよりも環境の保全や省エネルギーを優先したい」と考える人の割合(%)※市民アンケート調査	64.1 (H22)	70	75
3	市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量(kg-CO2) (市が率先して、温室効果ガス排出量を削減します。)	557,831 (H21)	498,058	466,929
4	市庁舎電気使用量(kwh) (電気使用量を減らし、電気からの二酸化炭素排出を抑制します。)	885,498 (H21)	826,179	800,479

(4) 循環型社会の構築(環境目標4)

数値目標(指標)		現況	中間(H27)	目標(H32)
1	レジ袋辞退率(%) (マイバッグを利用し、レジ袋を辞退する人の割合を高めます。)	実績無 (H21)	80	80
2	生ごみなどを堆肥化し、肥料などにしている人の割合(%) ※市民アンケート調査	35.2 (H22)	42	50
3	ごみ出しのマナーやごみの分別の状況への満足度(%) ※市民アンケート調査	52.1 (H22)	58	65
4	レジ袋削減推進協定参加店舗数(件) (レジ袋の無料配布中止等に取り組む参加店舗を増やします。)	101 (H21)	120	140
5	1人1日当たりのごみ排出量(g) (家庭での生ごみの堆肥化や事業所での適切な分別などにより、排出される一般廃棄物を抑制します。)	726 (H20)	690	654
6	リサイクル率(%) (家庭や事業所における適切な分別により、焼却ごみを減らし、資源化します。)	10.4 (H20)	15	20
7	廃棄物の不法投棄の状況への満足度(%) ※市民アンケート調査	12.8 (H22)	25	40

(5) 環境教育及び環境保全実践行動の推進(環境目標5)

数値目標(指標)		現況	中間(H27)	目標(H32)
1	環境問題に関心のある人の割合(%) ※市民アンケート調査	82.5 (H22)	85	90
2	こどもエコクラブ参加団体数(団体) (こどもの段階から環境問題に関心を持ち、自主的な環境保全活動を行う参加団体数を増やします。)	1 (H21)	5	10
3	環境「出前講座」の開催回数(回) (環境問題に関する知識やノウハウを身につける機会を増やします。)	1 (H21)	6	12
4	アダプトプログラム登録団体数(団体) (環境美化意識の向上やボランティア活動の活性化を図るため、市と協働する登録団体を増やします。)	2 (H21)	9	16
5	環境に関する講演会や自然観察会などに参加している人の割合(%) ※市民アンケート調査	26.0 (H22)	30	35

(6) 重点施策

数値目標(指標) (再掲)		現況 (H27)	中間 (H27)	目標 (H32)
① 美しい海を保全するまちづくり				
1	公共用水域(河川)の水質(BOD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、河川における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100
2	公共用水域(海域)の水質(COD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、海域における水質を維持します。)	100 (H21)	100	100
3	水洗化率(%) (公共下水道、浄化槽、コミュニティプラントを利用する水洗化率を高めます。)	39.8 (H21)	48.7	56.8
4	浄化槽普及率(%) (生活排水の適正な浄化の拡大を図るため、浄化槽の普及率を高めます。)	21.4 (H21)	27	35
5	森林(民有林)間伐面積(ha) (健全な森林の育成を図るため、間伐を実施します。)	58.2 (H21)	62	70
6	稚魚(マダイ、ヒラメ、ガザミ、車海老)放流数(千尾) (漁獲量の確保などによる産資源の維持のため、稚魚を放流します。)	1,015 (H22)	1,050	1,100
7	「水のきれいさ(海・川・海岸)」の満足度(%) ※市民アンケート調査	34.3 (H22)	40	45
② ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり				
1	レジ袋辞退率(%) (マイバッグを利用し、レジ袋を辞退する人の割合を高めます。)	実績無 (H21)	80	80
2	レジ袋削減推進協定参加店舗数(件) (レジ袋の無料配布中止等に取り組む参加店舗を増やします。)	101 (H21)	120	140
3	生ごみなどを堆肥化し、肥料などにしている人の割合(%) ※市民アンケート調査	35.2 (H22)	42	50
4	1人1日当たりのごみ排出量(g) (家庭での生ごみの堆肥化や事業所での適切な分別などにより、排出される一般廃棄物を抑制します。)	726 (H20)	690	654
5	リサイクル率(%) (家庭や事業所における適切な分別により、焼却ごみを減らし、資源化します。)	10.4 (H20)	15	20
6	ごみ出しのマナーやごみの分別の状況への満足度(%) ※市民アンケート調査	52.1 (H22)	58	65
7	廃棄物の不法投棄の状況への満足度(%) ※市民アンケート調査	12.8 (H22)	25	40

[あ]**アイドリング・ストップ**

駐停車時に自動車のエンジンを停止させること。エンジン停止により燃料節減や排ガス削減の効果が得られる。

赤潮

プランクトンが異常増殖して、海水が変色する現象。魚介類の大量死をもたらすなど、水産業に大きな被害を与える。

硫黄酸化物

一酸化硫黄(SO)、二酸化硫黄(SO₂)などの硫黄の酸化物の総称。大気汚染の原因となる。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況を常時監視するために設置されている測定局。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。現行の廃棄物処理法においては、市町村が収集・処理・処分の責任を負う。

エコドライブ

自動車などを運転する際の燃費の向上及び二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。アイドリング・ストップや急発進、急加速しないなど、誰にでもできる温室効果ガスの削減方法として

期待されている。

エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。ISOの規格(ISO14024)に則った環境ラベル制度で、消費者が環境によりよい商品を選択する基準となるように導入された。メーカーや流通業者の申請を受けて環境省所管の(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。商品の製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。

SS

Suspended Solids の略(浮遊物質)。直徑2mm以下の水中に浮遊または懸濁している粒子状物質のこと。水質汚染の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成し、有機物である場合は腐敗して水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のエラに付着してへい死させ、光の透過を妨害して水中の植物の光合成に障害を与える。

オゾン層の破壊

大気中のオゾン(O₃)の大部分は、成層圏に集まっており、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線のうち有害なものの大半を吸収し、地球上の生物を守っている。近年、冷蔵庫や発泡剤などに広く利用されていたクロロフルオロカーボンなどのフロン類により破壊されている事実が明らかになり、人や生物の健康への影響が懸念されている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素、メタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効

果ガスといい、地球温暖化の主な原因とされている。京都議定書において削減対象とされている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六フッ化硫黄の6種である。

[か]

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどの地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料の総称。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧等の影響を受けてできたといわれている。

上天草市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するための計画。平成19年度からの5年間で、基準年(平成17年度)比6%の温室効果ガスの削減目標を掲げている。

環境家計簿

家庭で日々使用されるエネルギーから地球温暖化の要因となる原因を記録し、環境を巡る家庭活動の実態を把握しようとするもの。記録を継続することで、日常の生活様式を見直し、環境への負荷が少ない生活への改善を促すものとして期待されている。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境を保全するために維持することが望ましい基準のこと。

環境基本法

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもの。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として1993年(平成5年)に制定された。

環境負荷

人の活動が環境に与える負担のこと。環境負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のこと。生体内に取り込まれた場合に、正常なホルモン作用を乱すという意味で環境ホルモンと通称される。ダイオキシン類やPCBなど、約70種類がリストアップされている。

環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針などを設定し、その実現に向けて取る行動を計画、実行、評価、改善する一連の手続きのこと。代表的なものにISO14001やEA21がある。

協 動

市民、事業者、行政などの社会を構成する各主体が立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力、連携して取り組むこと。

京都議定書

1997年12月に京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。議定書では二酸化炭素、メタンなどの6種類の温室効果ガスを対象とし、先進締約国全体で1990(平成2)年比5.2%以上を削減する数値目標を2008年から

2012年の間に達成することが義務づけられた。日本の場合は6%の削減が求められている。

くまもとエコファミリー

地球温暖化対策の一つとして熊本県が実施している取組み。省エネルギー・省資源など、環境にやさしい暮らしであるエコライフの実践を宣言・登録するもの。

熊本県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県知事が委嘱。推進員は地球温暖化防止に関する普及啓発などの活動を担う。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性を考慮して、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選んで購入すること。グリーン購入の際には、エコマークなどの環境ラベルが一つの目安になる。

グリーン商品

第三者の機関が一定の基準を定めた上で認証した環境ラベル商品。環境ラベルにはエコマーク、国際エネルギー・スタープログラム、省エネラベリング制度、環境共生住宅認証制度、低排ガス認定車、再生紙使用マーク、森林認証制度、牛乳パック再利用マーク、PETボトルリサイクル推奨マーク、グリーンマーク、間伐材マークなどがある。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称のこと。

光化学オキシダント

化石燃料の燃焼などにより大気中に排出

された窒素酸化物や炭化水素、揮発性有機化合物などが、強い紫外線により光化学的に変化し、生成された酸化性物質のこと。その90%はオゾンと言われている。高濃度の状態では皮膚や呼吸など、健康への影響が懸念される。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが気象条件により滞留し、白いモヤがかかったような大気の状態のこと。

公共用水域

水質汚濁防止法において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路(第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいうと定義されている。つまり川、湖、海などはすべて公共用水域であるが、個人や会社の庭の池などは含まれない。

こどもエコクラブ

次世代を担う子供たちが、地域の中で仲間と一緒に楽しみながら自主的に活動が展開できるように、環境省が平成7年度から小・中学生を対象として開始し、支援している事業。

コミュニティプラント

市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設のこと。

里山

集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、人間の影響を受けた生態系が存在している場所。近年、自然とのふれあいを求める場や生物多様性の確保の場として注目され、各地で保全活動などが行われている。

産業型公害

企業活動や事業活動などの産業活動によって地域住民がこうむる健康または生活環境にかかる人為的災害のこと。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨に取り込まれ、より強い酸性(pH5.6以下)を示す雨のこと。生態系を破壊するほか、建造物等を腐食させる。

COD

Chemical Oxygen Demandの略称で化学的酸素要求量。海域や湖沼、工場排水の汚染具合を示す数値目標で、水中の有機物(汚染物質)を分解するために必要な酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したもの。数値が大きいほど、汚染が進んでいることを意味する。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用と適切な処分がなされ、環境負荷が少ない社会システム。循環型社会を形成するために、「循環型社会形成推進基本法」が2000年に制定された。

省エネルギー

ガス・石油・電力などのエネルギーを節約してエネルギーの消費を減らすこと。

浄化槽

し尿と共に台所、風呂などからの生活排水を浄化する処理設備。具体的には、し尿や生活雑排水を沈殿分解し、あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒して、放流する小型の施設。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギーなどがある。

水源かん養

雨水が地表や水中へ一時的に蓄えられ、徐々に地下へ浸透することで雨水が直接河川に流入するのを防ぎ、下流における洪水を防止し、地下へ浸透する際に雨水が浄化される働きのこと。

水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。

生態系

ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活している色々な種の個体群)とそれを取り巻く無機的環境(気象・土壤・地形・光・温度・大気など)を合わせた一つのまとまりのこと。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

全窒素

無機態窒素と有機態窒素の合計量。水の富栄養化の程度を表わす指標の一つ。生活排水、工場排水等により供給され、赤潮、アオコの発生原因となる。

全りん

無機態りんと有機態りんの合計量。水の富栄養化の程度を表わす指標の一つ。生活排水、工場排水、農業排水等により閉鎖性水域に供給され、栄養塩類の増加による富栄養化を引き起こす。

【た】

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみの焼却工程などからの発生が問題となっている。

大気汚染

石油などの化石燃料の燃焼などの生産活動などで排出される汚染物質による大気の汚染。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

棚田

山腹の傾斜地に階段状に作られた水田のことで、田面が水平で棚状に見えることから、こう呼ばれる。食糧生産のみならず、雨水の保水・貯蓄による洪水防止、水源のかん養、多様な動植物の生息育成や美しい景観の提供など様々な役割を持つ。農林水産省が平成11年に選定した日本の棚田百選に、市内では、龍ヶ岳町「大作山の

千枚田」が選定されている。

地下水かん養

雨水や河川水などが、森林や農地等で土中に浸透し、帶水層に地下水として貯えられること。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物などを地域で消費する活動を通じて、農業者と消費者を結びつけようとする取組み。

窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス(NO_x)ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素(亜酸化窒素)は、温室効果ガスの一つである。

DO

Dissolved Oxygenの略称で溶存酸素量。水質の指標として用いられる。水中に溶けている酸素量で、きれいな水ほど飽和に近い量が含まれている。

低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。ガソリンや軽油にかかる燃料をエネルギーとする電気自動車、メタノール車、天然ガス車、制動時に生じ

る運動エネルギーを回収・蓄積する補助動力を備えたハイブリッド車がある。水素と酸素の反応により発生する電気を動力源とする燃料電池自動車は、次世代低公害車と注目され、世界の自動車メーカーにおいて開発が進められている。

【な】

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中に最大2.5%程度、原油中に最大3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。

二酸化炭素 (CO₂)

常温常圧では無色、無臭の気体で水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物の主要成分で、赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質であり、主に呼吸器系統への健康被害を引き起こす原因となる。光化学オキシダントの原因物質でもある。

日平均値の2%除外値

年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの。

日平均値の年間 98%値

年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するもの。

ノーマイカー通勤デー

平成20年から熊本県が毎月第3水曜日を熊本県ノーマイカー通勤デーとして取り組んでいる。特に、交通部門における温室効果ガスの削減を目的とするもので、通勤手段を自動車から歩行や自転車、公共交通機関に切り替えることを促進している。

野焼き

廃棄物の分野においては、屋外で廃棄物を焼却する行為のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では原則禁止されているが、公益上あるいは社会慣習上やむを得ないものや、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外とされている。

【は】

パートナーシップ

協力関係、共同、提携。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念。再生可能な生物由来の有機性エネルギー資源や化石燃料を除いたものをいう。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排泄物、食料廃棄物、建築廃材、下水汚泥などがある。

廃棄物処理法

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律で、正式には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」であり、「廃掃法」とも略称される。1970年に、従来の「清掃法」を全面的に改めて制定された。廃棄物の排

出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。同法は、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類している。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつ。

ハイブリッドカー

複数の動力源を用いて走行する自動車。従来のガソリン車に比べて燃費が向上し、二酸化炭素や排気ガスの排出量を抑えることができる。

pH

水素イオン濃度指数。水溶液の酸性、アルカリ性の程度を示す数値目標で、pH7を中心とし、その値が小さいほど酸性が強く、その値が大きいほどアルカリ性が強い。

BOD

Biochemical Oxygen Demandの略称で生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを意味する。

干潟

海域などにおいて干出と水没を繰り返す砂または泥が堆積した場所のこと。干潟はその地形的な特性に基づき、おおよそ前浜干潟、河口干潟、潟湖干潟の3つのタイプに分けられる。日本では、その大部分が前浜干潟か河口干潟であり、前浜干潟は波浪が少ない内湾に発達し、河口干潟は川の土砂が堆積してできる。水産資源・海洋生物や水鳥などの生息場所としてのみならず、水質浄化機能などの重要な役割をもつ

ている。

PDCAサイクル

事業活動などにおける管理業務を円滑に進めるための手法の一つで、plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことで、継続的改善を図るもの。

ppm(ピーピーエム)

百万分のいくつであるかという割合を表わす語で、主に濃度や成分比の単位のこと。

不法投棄

廃棄物を違法に山林や原野などに投棄すること。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」の一つ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位に沈着し人の健康に影響を及ぼす。年平均 $100\text{mg}/\text{m}^3$ になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられることなどが知られている。このためSPMの環境基準は、1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下と定められている。

フリーマーケット

公園などを会場にして住民が不用品などをもち寄り、販売することをいう。リサイクル運動の一つとしてごみの減量や資源の有効利用に役立てることを目的としており、近

年、各地で開催されている。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(CFC、HCFC、HFC)の総称。太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

【ま】

マイバッグ

自分用のバッグのこと。特に、使用後のごみになりやすいレジ袋を減量する観点から、消費者が携行する買い物袋のこと。

燃え殻(焼却残さ)

焼却施設から排出される焼却残さの総称。電気業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業などで、火力発電所の石炭ボイラーから発生する石炭がら、灰かす、炉清掃放出物等が代表的なものである。石炭灰は、道路路盤材・土壌改良材・下水処理剤・融雪促進剤などに再利用される。廃棄物を焼却して得られる焼却灰は、通常、焼却残さ、燃え殻などと呼ばれる。

藻場

海岸域の海底で海草や海藻類が繁茂している場所。海生動物の幼生や稚魚などにとって好適な環境となる。

【や】

有害化学物質

有害化学物質とは、元素及び化合物の総称(放射性物質を除く)である化学物質のうち、次のような有害性を持つものと捉えられている。①人の健康を損なう性質がある。(慢性毒性、発がん性など)②動植物の生息・生育に支障を及ぼす。③オゾン層を破壊するなど。

有害鳥獣

イノシシ、カラス、サル、タヌキなど、人の生活や農林水産業などに被害を与えたいたり、被害を与える恐れなどがある野生鳥獣を指す。

有用微生物群

乳酸菌、酵母など人間にとて有効な微生物で、一般的に善玉菌と言われる。色々な性格の善玉菌を組み合わせることで、大きな効果をもたらす。

【ら】

リサイクル

ごみを原料(資源)として再利用すること。具体的には、使用済みのものや生産の過程から出るごみなどを回収したものを利用しやすいように処理を行い、新しい製品の原材料として使うこと。

リユース

一度使用して不要になったものをそのまま、あるいは洗浄や修理して、機能を復活させてもう一度使用すること。



上天草市環境基本計画

平成23年3月

発行 上天草市市民生活部環境衛生課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地
TEL 0964-56-1111 FAX 0964-56-5107